

(返済義務)

常勤採用決定者が、本契約第4条による報酬請求後、乙が紹介した人材の責による解雇（但し、労働契約法16条に違反しないものに限る）、または自己都合により退職した場合、入職日以降3ヶ月以内に甲との労働契約を終了し退職した場合、乙は甲に対し下記に定める報酬を返還するものとする。

- ・採用による労働契約締結後15日以内での退職等の場合 100%
- ・採用による労働契約締結後1ヶ月以内での退職等の場合 90%
- ・採用による労働契約締結後2ヶ月以内での退職等の場合 70%
- ・採用による労働契約締結後3ヶ月以内での退職等の場合 50%